

文部科学大臣が指定する看護師学校等の関係法令

区	分	指 定 申 請 書	変 更 承 認 申 請 書				指 定 取 消 し 申 請 書	変 更 届 出 書	
			学 則 の 変 更		そ の 他 の 承 認 を 要 す る 変 更				
関	保健師助産師看護師法施行令	昭和28年12月8日 政令第386号	新規指定 (第12条)	課程、修業年限、 入学定員の変更 (第13条)	教育課程 の変更 (第13条第1項)	校舎の各室の 用途及び面積 の変更 (第17条)	実習施設 の変更 (第17条)	指定の取消しを受けようとするとき (第13条第2項)	
	診療放射線技師法施行令	昭和28年12月8日 政令第385号	" (第8条)	修業年限、入学 定員の変更 (第9条)	" (第9条第1項)	"	"	" (第9条第2項)	
	臨床検査技師等に関する法律施行令	昭和33年7月21日 政令第226号	" (第11条)	" (第12条)	" (第12条第1項)	"	"	" (第12条第2項)	
	理学療法士及び作業療法士法施行令	昭和40年10月1日 政令第327号	" (第10条)	" (第11条)	" (第11条第1項)	"	"	" (第11条第2項)	
	視能訓練士法施行令	昭和46年7月16日 政令第246号	" (第11条)	" (第12条)	" (第12条第1項)	"	"	" (第12条第2項)	
	係	言語聴覚士学校養成所指定規則	平成10年8月28日 文部省令・厚生省令第2号	" (第2条)	" (第3条)	" (第3条第1項)	"	"	" (第3条第3項)
		臨床工学技士学校養成所指定規則	昭和63年3月28日 文部省令・厚生省令第2号	" (第2条)	" (第3条)	" (第3条第1項)	"	"	" (第3条第3項)
		義肢装具士学校養成所指定規則	昭和63年3月28日 文部省令・厚生省令第3号	" (第2条)	" (第3条)	" (第3条第1項)	"	"	" (第3条第3項)
		救急救命士学校養成所指定規則	平成3年8月14日 文部省令・厚生省令第2号	" (第2条)	" (第3条)	" (第3条第1項)	"	"	" (第3条第3項)
	法	歯科衛生士法施行令	平成3年6月28日 政令第226号	" (第3条)	" (第4条)	学科課程 の変更 (第4条第1項)	"	"	" (第4条第2項)
歯科技工士法施行令		昭和30年9月7日 政令第228号	" (第10条)	" (第11条)	" (第11条第1項)	"	"	" (第11条第2項)	
あん摩マッサージ指圧師、はり師、 きゆう師等に関する法律施行令		平成4年9月24日 政令第301号	" (第2条)	修業年限、生徒の 定員の変更 (第3条)	教育課程 の変更 (第3条第1項)	"	"	" (第3条第2項)	
柔道整復師法施行令		平成4年9月24日 政令第302号	" (第3条)	" (第4条)	" (第4条第1項)	"	"	" (第4条第2項)	

注) 指定(認定)申請書、変更承認申請書、変更届出書及び指定(認定)取消し申請書は、いずれも所在地の都道府県知事(大学及び短期大学以外の公立の学校にあっては、都道府県教育委員会)を経由して、文部科学大臣に提出すること。(但し、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士は公私立の指定学校設置者より文部科学大臣に直接申請)